

策定年月	平成 1 8 年 8 月
変更年月	平成 2 2 年 6 月
変更年月	平成 2 6 年 9 月
変更年月	平成 2 7 年 1 1 月
変更年月	令和 2 年 1 2 月
変更年月	令和 5 年 9 月
変更年月	令和 7 年 1 0 月

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和 7 年 1 0 月

広野町

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	広野町の位置、気候及び農業の現状	1
2	広野町の農業構造の変化	1
3	農業経営基盤強化の促進に関する基本的方向	2
4	広野町における農業経営の発展に関する支援	2
5	広野町の認定農業者及び認定を受けようとする農業者等に対する支援	4
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
第 2	農家経営の規模・生産方式・経営管理の方法・農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
1	目標とすべき農業経営の指標	5
2	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	7
第 3	第 2 掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	9
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	9
2	広野町が主体的に行う取組	9
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	10
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	10
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	11
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	11
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	11
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	12
1	第 18 条の協議の場の設置、第 19 条に規定する地域計画の策定・変更その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	13
2	農用地利用改善事業の実施の促進に関する事項	14
3	福島さくら農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	17
4	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	17
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	18
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	19
第 6	その他	20

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 広野町の位置、気候及び農業の現状

広野町は、福島県の南東部・双葉郡の南端に位置し、東は太平洋に面し気候は東日本型の海洋性気候であり、夏は涼しく冬は比較的温暖であり「水稻」中心の農村地帯である。

農家1戸当たりの経営耕地面積は、約40aと零細であり第一次産業より第二次、第三次産業へと就業構造が移行している。特に最近の農業情勢は、従来の生産構造から大きく変貌し極めて厳しい状況下にある。

このような状況を踏まえて、高齢化や農業離れにより農用地の利用及び管理の低下が懸念される本町農業の活性化を図るため、農用地の有効利用と生産基盤の整備を図り、担い手農家の育成と生産性の高い農業経営を推進する。更に、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 広野町の農業構造の変化

広野町の農業構造については、昭和40年代から東京電力(株)広野火力発電所の立地を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近では、兼業農家の高齢化、後継者不足により農業の担い手が不足している。

こうした中で、平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれに引き続いた東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。なお、原発事故による災害を「原子力災害」という。）の発生により、沿岸部では津波により、約50haの農用地が被災し、その後、間もなく原発事故による放射性物質の拡散により全町民自主避難を実施した。

その後、震災や津波により被災した農用地、農業用施設等の復旧を進めるとともに、原発事故により放射性物質で汚染された農用地の除染を行い、農産物の実証栽培を経て、平成25年度より営農を再開した。

しかし、原子力災害により農用地等が放射性物質に汚染され、米の作付け制限や農産物等の出荷制限、更には風評による買い控え等の問題が発生し、当町の農業構造は極めて深刻な状況となった。

広野町及び関係機関において、放射性物質の吸収抑制対策の実施、更には農産物の緊急時環境放射線モニタリングの実施等による安全性の確認や風評払拭に向けた県内外でのPR活動の展開等により、農産物の販売を行い、現在は回復傾向にある。

これまで、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、兼業農家の高齢化が進み機械更新時や世代交替等、更には原子力災害を機に急速に農地の流動化が進行

している。

一方、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地について、一部遊休農地となっており、近年増加していることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 農業経営基盤強化の促進に関する基本的方向

広野町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、広野町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において、他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり460万円以上、1個別経営体当たり590万円（主たる従事者1人＋補助従事者1人）以上）、年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 広野町における農業経営の発展に関する支援

広野町は、将来の広野町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のあるものが農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、広野町は福島さくら農業協同組合・広野町農業委員会（以下「農業委員会」という。）・相双農林事務所双葉農業普及所等と十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制を編成する等により、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いのもと農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき策定した地域計画（以下「地域計画」という。）の実現に向けて、計画の見直しを推進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している農業委員会を核として掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的な把握

の下に両者を適切に結びつけて農地中間管理事業による利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）及び法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するような団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

更に、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、意欲的な農業経営の規模拡大や分散錯ほの解消に向けた農地集約に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、相双農林事務所双葉農業普及所の指導の下に既存施設園芸の作型、品種の改善による高収入化や新規作目の導入を推進するとともに、地域の他分野産業と連携し、農作物等の付加価値向上を図る地域産業の6次化を推進し、農業者の所得向上と地域の雇用確保による地域経済の活性化を図る。

また、環境負荷低減事業活動に取り組む農業者や有機栽培、特別栽培等の環境と共生する農業を推進するとともに、食の安全、環境の保全、労働の安全等に配慮したGAPの認証取得に向けた取組を支援する。

なお、農業生産組織は効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーター育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた農業生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り体制が整ったものについては、法人形態への誘導を図る。

特に、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした農業生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人や特定農業団体の設立を図る。更に、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促

進する。なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家・生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理・農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営体の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用がこれら認定農業者・認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう勉めることとし、広野町が主体となって関係機関・関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

5 広野町の認定農業者及び認定を受けようとする農業者等に対する支援

広野町は、持続的な農業発展を図るため、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、地域での話し合いに基づき策定した地域計画により農作業がしやすく、手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる農地の集約化等を一層推進し、地域の中心となる経営体として位置づけられる担い手の確保を図る。また、農業委員会・福島さくら農業協同組合の担当職員で構成する指導チームを設置し、相双農林事務所双葉農業普及所の協力を受けて、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、農業生産組織等を対象に経営診断の実施、高性能農業機械やスマート農業等の先進的技術の導入を推進し、生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び福島さくら農業協同組合の研修会の開催等を行う。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする地区においては、新規の集約的作目導入を図るため同指導チームの下に、市場関係者やJA全農福島園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密な指導を行い水稻と組合せての複合経営としての発展に結びつけるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

広野町の新規就農者は、今年度を含め過去5年間では2人となっているが、従来からの基幹作物である米の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、広野町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

福島県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標400人を踏まえ、広野町においては年間2人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

広野町及びその周辺町村の他産業従事者や年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人当たりの年間農業所得280万円程度、1個別経営体当たり360万円程度）を目標とする。

ウ 農業法人等への雇用により就農しようとする青年等が目標とすべき水準

農業法人等への雇用により就農しようとする青年等は、農業法人等への就業を通じて地域農業を担うことはもとより、将来、当該農業法人等の経営者となることや、自らが効率的かつ安定的な農業経営に発展していくことが期待される。

このため、農業法人等への就業後5年間で、将来必要となる経営管理能力や栽培技術を習得することを目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた広野町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については相双農林事務所双葉農業普及所や地域連携推進員、福島さくら農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。また、企業等に対する支援策や農地等の情報提供や相談対応、参入後の経営発展等を支援するとともに、認定農業者への誘導等により地域に根ざした営農活動を促進する。

第2 農業経営の規模・生産方式・経営管理の方法・農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 目標とすべき農業経営の指標

第1の3に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標と

して、現に広野町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、広野町における主要な経営類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経営管理の方法	農業従事の態 様 等
水 稻 単 一	<作付面積等> 水 稻 5. 0 ha 水稻受託（水稻基 幹3作業） 8. 0 ha <経営面積> 13. 0 ha	<資本装備> （中型機械化一貫 体系） トラクター （30 p s）1 台 コンバイン （4 条刈） 1 台 乾燥機 （30 石） 1 台 乗用田植機 （5 条） 1 台	・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・ 青色申告の実施	・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
水 稻 + 施 設 園 芸	<作付面積等> 水稻 2. 0 ha 水稻受託 2. 0 ha トマト（施設） 0. 27 ha <経営面積> 4. 27 ha	<資本装備> トラクター （25 p s）1 台 コンバイン （3 条刈） 1 台 乗用田植機 （4 条） 1 台 パイプハウス 10 棟		・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
野 菜 + 水 稻	<作付面積等> ほうれんそう 0. 6 ha ネギ 1. 4 ha 水稻 2. 3 ha	<資本装備> トラクター （25 p s）1 台 田植機 （4 条） 1 台 噴霧機 播種機 パイプハウス		・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ 春秋の農繁期におけ

	＜経営面積＞ 4. 3 ha			る臨時雇用従事者の確保
しいたけ ＋水稲	＜作付面積等＞ しいたけ 25,000 本 (年間植菌数) 水稲 3. 5 ha 水稲受託 3. 5 ha ＜経営面積＞ 7. 0 ha	＜資本装備＞ トラクター (25ps) 1台 田植機 (4条) 1台 植菌機 運搬機 コンバイン (3条刈) 1台		・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保

〔組織経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲単位一	＜作付面積等＞ 水稲 25. 0 ha 水稲受託 35. 0 ha ＜経営面積＞ 60. 0 ha	＜資本整備＞ トラクター (40ps) 2台 コンバイン (4条刈) 2台 乗用田植機 (5条) 2台 (小規模乾燥機施設利用)	・ 青色申告の実施 ・ 経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。	・ 給料制の導入 ・ 社会保険等の加入 ・ 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保

2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に広野町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、広野町における主要な経営類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
------	------	------	---------	----------

水稲作	<作付面積等> 水 稲 8. 0 ha 麦 1. 0 ha そば 1. 0 ha <経営面積> 10. 0 ha	<資本装備> （中型機械化一貫 体系） トラクター （30 p s）1 台 コンバイン （4 条刈） 1 台 乾燥機 （30 石） 1 台 乗用田植機 （4 条） 1 台 麦、そばの二毛作	・ 複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・ 青色申告の実施	・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保
野菜＋ 水稲	<作付面積等> ほうれんそう 0. 3 ha ネギ 0. 8 ha 水稲 2. 0 ha <経営面積> 3. 1 ha	<資本装備> トラクター （25 p s）1 台 田植機 （4 条） 1 台 噴霧機 播種機 パイプハウス	・ 家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保	

〔組織経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲単位一	<作付面積等> 水 稲 20. 0 ha 水稲受託 30. 0 ha <経営面積>	<資本整備> トラクター （40 ps）2 台 コンバイン （4 条刈） 2 台 乗用田植機 （5 条） 2 台 （小規模乾燥機施	・ 青色申告の実施 ・ 経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る。	・ 給料制の導入 ・ 社会保険等の加入 ・ 春秋の農繁期における臨時雇用従事者の確保

	50.0ha	設利用)		
--	--------	------	--	--

第3 第2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

広野町は、1戸当たりの経営面積が40a程度と零細であるが、夏は涼しく冬は比較的温暖であるという地理的環境を生かし、将来を担う若い農業経営者の意向その他農業経営に関する技術的・経営管理状況を踏まえ、地域農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営がなされるよう、生産方式の高度化や経営管理の合理化の推進に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、相双農林事務所双葉農業普及所、福島さくら農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入れ体制の整備や先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への意向に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保のため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁殖期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に従事する者、その他の仕事とともに農業に従事する者や移住・定住者の雇用など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備・拡充、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 広野町が主体的に行う取組

広野町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、相双農林事務所双葉農業普及所や福島さくら農業協同組合、農業経営・就農支援センターなど関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農業党との交流の場を設けるなど、必要となるサポ

ートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これからのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、広野町が主体となって、相双農林事務所双葉農業普及所、農業委員会、福島さくら農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携して、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

更に、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講ずる。

広野町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

広野町は、相双農林事務所双葉農業普及所、農業委員会、福島さくら農業協同組合、農業教育機関、農業経営・就農支援センター等の関係機関と連携しつつ、広野町が全体的な管理・維持を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

広野町は、福島さくら農業協同組合等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、相双農林事務所双葉農業普及所及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、福島さくら農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、広野町区域内において後継者がいない場合は、相双農林事務所双葉農業普及所及び農業経営・就農

支援センター等の関係機関へ情報提供する。更に、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農地用の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積の割合及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合及び面的集積の目標	備 考
77% なお、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、面的集積を図ることが求められていることから、農地中間管理事業等を活用しながら、上記面積の割合目標の達成により利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。	

(注) 1. 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積割合の目標」は、地域における担い手（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営）の農用地利用面積（所有面積、借入面積及び特定作業受託面積の合計面積。）の割合の目標である。

2. 目標年次は令和13年度末とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

広野町では、水稻・麦・大豆を主体とする土地利用型農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び将来の農用地利用の姿

今後更に人口の減少や農業従事者の高齢化等が進み、経営転換や離農するような農用地所有者からの農用地の貸付等の意向が強まることが予想され、受け手となる担い手への農用地の利用集積・集約化を円滑に進めるためには、担い手が経営する農用地における面的集積を促進し、農作業の効率化等を図ることによって農用地の引受能力を高め、更なる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

本町では、計画的なほ場整備の推進とともに、農地中間管理事業を積極的に活用し、利用権の設定、農作業受委託等を進め、担い手の経営の規模拡大を促進する。

(3) 将来の農用地利用の姿を明確化した地域計画の実現に向けた取組及び関係機関及び関係団体との連携等

広野町の将来の農用地利用の姿を明確化した地域計画の実現を図るため、以下の施策を推進することとする。

なお、そのために関係機関等との間で農用地に係る情報の共有化を進めるとともに、町関係各課、農業委員会、福島さくら農業協同組合、土地改良区との連携体制を整備する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

広野町は、県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、広野町農業の地域特性、即ち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分に踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

広野町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条の協議の場の設置、第19条の規定する地域計画の策定・変更その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るため必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦部の地区においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、農地中間管理機構による農地中間管理事業や特例事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な

取組によって担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域の地区においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の発生防止に努める。

更に、広野町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導・助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第 18 条の協議の場の設置、第 19 条に規定する地域計画の策定・変更その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

(1) 第 18 条の協議の場の設置

① 開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、広野町の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

② 開催方法

協議する内容に応じて開催方法をあらかじめ定めておく。

③ 参加者

農業者、広野町、農業委員、農地利用最適化推進委員、福島さくら農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県及びその他の関係者とする。

④ 協議すべき事項

協議の場において、地域農業の将来像や農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤ 相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を広野町産業振興課に設置する。

(2) 第 19 条に規定する地域計画の策定・変更

地域計画は、農業上の利用が行われる農用地等の区域について定め、情勢の推移により必要が生じたときは地域計画の見直しを行う。

その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関する事項

広野町は、相双農林事務所双葉農業普及所、農業委員会、農地中間管理機構、福島さくら農業協同組合及び土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設

置、地域計画の策定・変更を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の促進に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

広野町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件・農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるもの

は、基本要綱様式第 6-1 号の認定申請書を広野町に提出して、農用地利用規程について広野町の認定を受けることができる。

② 広野町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規定の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適切に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 広野町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規定を広野町の掲示板への掲示及びインターネットの利用により公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、農用地利用改善事業が円滑に実施されていないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 5 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規程により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等の申出及び農作業の委託あっせん等の手続きに関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

- ③ 広野町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実にできると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と特定農用地利用規程は、法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有者以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規定で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規定で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規定に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体は、その実施区域において農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８）農用地利用改善事業の指導・援助

- ① 広野町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導・助言に努める。

- ② 広野町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするもの（以下「団体等」という。）が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、福島さくら農業協同組合、農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときは、それ

それぞれの組織の役割に応じて、当該団体等の主体性を尊重しながら、その団体等の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 福島さくら農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

広野町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 福島さくら農業協同組合やその他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業・農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受委託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

(2) 農業委員会、農地中間管理機構及び福島さくら農業協同組合による農作業の受委託のあっせん、福島さくら農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組等

福島さくら農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて農作業の受託又は、委託を行おうとする者から申出があった場合、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受委託を行う農作業の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

また、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、福島さくら農業協同組合等の農業支援サービス事業者による農作業受委託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境を図る。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

広野町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため人材育成方

針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るよう
に相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の
保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるため
の研修等を通じて経営を行う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者
の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家
等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6（2）に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・
団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

（1）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

農業経営・就農支援センターや相双農林事務所双葉農業普及所、福島さくら農
業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的を開催し、就農希望者に対
し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。

また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やイン
ターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなる
よう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的
には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、
農業に関する知見を広められるようにする。

（2）新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

広野町が主体となって福島県農業総合センター農業短期大学校（以下「農業短
期大学校」という）や相双農林事務所双葉農業普及所、地域連携推進員、農業委
員、指導農業士、福島さくら農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」
を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況
等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当
該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組
みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう地域計画の策定・見直しの話し
いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのた
めに広野町新規就農者交流会への参加を促すとともに、広野町認定農業者協議会

との交流の機会を設ける。また、商工会とも連携して、広野町二ツ沼直売所への出荷のためのアドバイスを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営発展支援事業、経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。更に、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については農業短期大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては相双農林事務所双葉農業普及所、福島さくら農業協同組合、広野町認定農業者や指導農業士等、地域連携推進員、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

広野町は、1 から 5 に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 広野町は、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 広野町は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 広野町は、広野町地域再生協議会水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

特に、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積・連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 広野町は、集落排水事業の実施を促進し定住条件の整備を通じ農業の担い手確保に努める。

オ 広野町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤の強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

(2) 推進体策等

① 事業推進体制等

広野町は、農業委員会、相双農林事務所双葉農業普及所、福島さくら農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農業経営・就農支援センター、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、福島さくら農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、広野町はこのような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成22年6月8日から実施する

附 則

この基本構想は、平成26年9月19日から実施する

附 則

この基本構想は、平成27年11月30日から実施する

附 則

この基本構想は、令和3年6月29日から実施する

附 則

この基本構想は、令和5年9月26日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和7年10月14日から施行する。